

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		遺跡発見時の現状変更行為の停止、禁止命令・期間の延長 (第1項の届出が無い場合)
根拠条例・規則名		文化財保護法
条 項		第96条第7項
所 管 部 課		教育委員会 生涯学習部 文化財保護課 (電話: 048-829-1724)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定  ※理由 事例ごとに文化財に与える影響は相違し、日本国民共通の財産である文化財を保護するためには、個々の事例について適切な判断をする必要があり、また、設定したとしても、有効で合理的な基準とはなり得ないため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		